

平成25年 第2回

教育委員会定例会会議録

平成25年2月6日

中央区教育委員会

平成25年第2回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成25年2月6日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾
委 員 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 森下康浩
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 山崎 隆
統括指導主事 伊藤 聡
図書文化財課長 粕谷昌彦

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 鈴木 浩
スポーツ課長 遠藤龍雄

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 眞下一弘
庶務係員 島田由美子

開 議 午後2時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾

日程第1 議案第1号

平成25年度中央区教育委員会の教育目標について

日程第2 議案第2号

平成24年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見の申し出について

- 日程第3 議案第3号
平成25年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申し出について
- 日程第4 議案第4号
中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する
条例の制定依頼について
- 日程第5 議案第5号
中央区民文化財の登録及び指定について
- 日程第6 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成25年第2回教育委員会定例会を開会いたします。
案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長さんとスポーツ課長さんに出席
をお願いしております。

はじめに、本日の会議録の署名委員の指名をいたします。本日は、竹田委員
にお願いします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第1号を議題といたし
ます。議案第1号を書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第1号「平成25年度中央区教育委員会の教育目標」について提案説
明

委員長 ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。
いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第2、議案第2号を議題といたします。議案第2号を書記、朗
読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第2号「平成24年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見
の申し出」について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。
いかがでしょうか。質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第3、議案第3号を議題といたします。議案第3号を書記、朗
読願います。

(書記、朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第3号「平成25年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申し出」
について提案説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いたします。

竹田委員 平成25年度予算の新規事業で、先ほどご説明いただいたスクールソーシャルワーカーについてですが、「子どもたちを取り巻く環境にアプローチするスクールソーシャルワーカー」というのは、具体的にはどのような目的の下に、どのようなソーシャルワーキングを行うのでしょうか。

指導室長 これまで子どもの相談体制につきましては、専門の教育相談員を中心に対応しておりましたが、特に中学生になりましたときに、子どもの問題行動、そのほか、教育の悩み等に関することについて、教育相談だけでも不十分、学校だけでも不十分、そのほかの関係機関、家庭ももちろんそうでございますけれども、警察でありますとか、あるいは専門的な機関でありますとか、そうしたところと連携をして子どもを支え、家庭を支えるような体制が必要になってきております。そのような状況下において、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識をお持ちの方を配置させていただいて、関係機関との円滑な連携を図りながら、子ども、家庭を支えていくことを目的とするものでございます。

竹田委員 すいません。具体的に何かというのがわからないので質問しているのですが、問題行動とか、教育と最初におっしゃっていたのは、具体的に何を指しているのですか。

指導室長 例えば、不登校ということがございますけれども、不登校の要因についてはいろいろございますが、必ずしも子どものメンタルな部分とか、友達関係ということのみならず、問題が複合かつ複雑化してきておまして、それを取り巻く家庭の環境でありますとか、あるいはさらにそれを支える地域の状況でありますとか、そういったことがなかなか子どもさんだけの対応ということではいかない状況がございます。もちろん保護者の方とも、対応しておりますが、教育相談のカウンセリングだけでは不十分で、さらに専門的なところへとつないでいくことも必要になっている現状がございます。

竹田委員 不登校以外にはどんな事例を想定しているのでしょうか。

指導室長 例えば問題行動ということで、いじめ、あるいは非行というようなこともございます。そういった場合は、警察等とも連携を図らなければなりません。もちろん学校でも主体的に進めていきますけれども、なかなか学校において教員も通常の授業時間の中では動けない状況もございます。そのようなことを踏まえ、そのつなぎをするということで、機能させていただくということです。

竹田委員 専任教育相談員の配置についてですが、これは増員とありますけれども、

この6,000万円余の予算をつけているということで、中学校に何人ずつそういうスクールソーシャルワーカーを配置するのでしょうか。

指導室長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、今回試行配置ということで、4中学校に対し1名配置をさせていただいて、それぞれのケースに対応させていく体制を構築することになります。

竹田委員 各校に1名ということですか。

指導室長 いえ。全体で1名でございます。

竹田委員 全体で1名ですか。

指導室長 はい。全体で1名でございます。試行配置ということでございますので、配置後の状況を見て、その後の体制を検討していきたいと考えております。

それから、専任の教育相談員につきましては、小学校に毎週1回の派遣、それから、幼稚園及び保育園につきましては、月2回の派遣をしておりますが、今回の増員につきましては、児童数が多い小学校につきましては、なかなか相談件数が多い中で、週1回では賄い切れないという状況がございます。児童数の多い5、6校程度になるかと思えますけれども、週2回の派遣をしていきたいと思っております。

竹田委員 この予算額6,149万1,000円のうち、スクールソーシャルワーカーの試行配置については、どのくらい予算を措置するのでしょうか。

指導室長 これは1名でございますので、300万円強でございます。

竹田委員 はい、わかりました。

松川委員 既にあるメンタティーチャー制度について、どういうフォローというのか、今後どうしていくのか、あるいはしたのか。その辺をお聞きしたいのですけれど。

指導室長 メンタティーチャーにつきましては、一昨年秋に指定をいたしまして、本格的に研修を終えた後、本年度2人の方に1年目から5年目までの若手の教員に指導を行ってもらったところでございます。その成果についてですが、やはり、個別に指導するという事の中で、教員もいろいろな指導の悩みを持っています。授業のみならず、学級経営等についても相談に乗っていただけるということで効果を上げております。来年度に向けましては、さらに増員をして、幼稚園等も含めまして、若手教員の指導をさらに充実させていきたいと思っております。やはりメンタティーチャーの数が少ないと、1人あたりにかかる負担が大きくなっていきますので、1年間の成果を踏まえて、来年さらに増員をして、メンタティーチャーにもゆとりを持ってやっていただけるような体制を整えていきたいと考えております。

松川委員 その成果を完全に捉えるのは、難しいと思います。増員もなかなか難しい部分もあると思うのですが、その辺のところはどうなのですか。こういう効

果があるから、補助員をもう1人付けるだとか、あるいは減らすとかの議論もできるのだろうけれども、若手教員の育成に効果があるといっても、どういう効果というのを何か具体的に示すようなことはできないのですか。

指導室長

なかなかその成果を数値的に示すということは、難しいところがあると思いますが、本区の若手教員も数が増えております。本年度につきましては、約40名幼稚園を含めまして採用しました。その育成については、各学校において指導を行うことはもとより、メンタティーチャー制度という仕組みにおいて指導を進めていく中では、若手がそれぞれ努力をしながら、乗り上げる場でもあるかと思いますが、いろいろな支援があるということの証しでもあると思っております。

また、メンタティーチャー自体も大変ではありますけれども、若手にいろいろ相談をされて、大変で時間がかかることではありますけれども、それにやりがいを感じて活動していただいています。補佐員につきましては、学校に2名を配置して、実際に指導に出るときには、その補充については安心して行ってもらえるように体制を整えておりますので、これについても、やはりその担保がないと安心して思い切ってやっていただくこともできませんので、一定の効果は上げていると思っております。やはり、大変な部分が実際の運営上でありますので、円滑に回っていくような工夫を来年度以降もしていきたいと考えております。

松川委員

せっかくできた制度ですからね、充実した運用というのですかね。円滑にやっていってもらいたいし、また、例えば記録集を出すとか成果の報告というの、みんなにわかるようにしてもらいたいと思います。

竹田委員

意見ということなので個人的に申し上げますと、設備等々よりは、人になるべく予算を付けたほうがいいのではないかと感じている部分が私にはあります。それは、年度を通じて定例教育委員会での報告等から、個々の教員への負担が重いということがたびたび出てきますよね。それは、区からどうこうということだけではなくて、まず一義的には、現場がいろいろ大変になっているところと、さきほど室長からもご説明いただいたように、ほかにも区だけではなくて、東京都や文部科学省からも調査や報告などの分量が増えていて事務負担が大きくなっています。

先ほど、スクールソーシャルワーカーについて質問させていただいたのは、教員の負担を軽減するということでは非常にいいことと思ったので、具体的に余裕が出てくるのかという見込みがあるのかを確認したかったからです。

今、松川委員からもお話があったように、メンタティーチャーもすばらしい制度と思うので、設備よりは、人になるべくリソースを振り向けるようにした方がよいのではないのでしょうか。設備面も、防災上のことがありますの

で、必要なところの改修というのは当然行うべきであると思うのですが、予算を考えるときの視点として、人員に対する何かサポートというのを多面的かつ複層的にやっていけるような考え方があってもいいのではないかなと思いました。

委員 長 ほか質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員 長 ご質問等、ないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号を議題といたします。議案第4号を書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員 長 本件は、教育長に直接利害関係のある事案となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、齋藤教育長には一時退席をお願いいたします。

(齋藤教育長退席)

委員 長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第4号「中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」について提案説明

委員 長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員 長 ご質問等ないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

それでは、齋藤教育長にお戻りいただきください。

(齋藤教育長着席)

委員 長 次に、日程第5、議案第5号を議題といたします。議案第5号を書記、朗読願います。

(書記、朗読)

委員 長 それでは、次長から提案説明を願います。

次 長 議案第5号「中央区民文化財の登録及び指定」について提案説明

- 委員長
竹田委員 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。
これはほかの都道府県とか、経年の比較などはどこかでやっているものですか。
- 指導室長 この意識調査の部分につきましては、都で継続的にほぼ同じ項目で調査を継続しております。国全体につきましては、調査項目が少し異なっておりますのと、あと、国においては、一回悉皆で調査を行ってございましたけれども、抽出調査にまた変えて、また来年度は悉皆調査に戻ります。そういったことで、同一の条件で継続的にデータがとれていないという部分はあると考えております。
- 竹田委員 素朴な疑問ですけど、「自分のことを大切な存在だと感じていますか」という質問があって、小学校では「どちらかといえばそう思わない」と「思わない」を合わせて、4分の1ぐらい。中学校では3分の1ぐらいがそういう回答をしている。これは普通なのですかね。思春期で、こういうものなのですかね。何か見ようによっては少し心配になる数字にも感じられるのですけれど。
- 指導室長 自己肯定感といわれるものですが、やはり一般的に今言われているのは、子どもたちの自己肯定感が低くなっているということが言われます。それから、世界のほかの国と比較をしたときに、日本の子どもたちは自己肯定感が低いというようなことも言われているので、やはり自分が好きではないと、周りも好きになっていけないと思いますし、この数字をどう見るかですけれども、なかなか高い数値が出てこないということは、大切ということが実感できていない、あるいは見方がその大切ってどう考えるかということがあって、それに対して評価、自分の評価が厳しいという部分もあるかと思えますけれども、ただ、自己肯定感が低いということについては、やはり言われることではありますし、数値として出てきているので、自分を好きになるような取組、これは学校もそうですし、家庭もそうですし、自分は大切な存在であるということを、いろんな場面を通して言って高めていくような取組をしていかなければいけないと思います。
- 委員長 おっしゃるとおり、アメリカでは非常に高いですね。一般的に欧米が高く、アジアでは、どちらかという低いので、その中でも日本が一番自分のことを何というのでしょうか、表に出さない。自分が大切な存在と感じないということは、やはり問題があると思うのですが、日本人独特の文化が、私は、バックグラウンドにあると感じています。やはり自己主張を日本人はしませんよね。欧米人のようにはしませんよね。そして、そういう自分のいいところをわかっているのだけれど、自らそれを言うということは、やや古い考えかもしれませんが、はしたないこととの感覚が日本人には遺伝子とし

てあるのではないかと思います。私は、こういうデータを見るといつも感じますね。もうグローバルな時代ですから、日本ではそれは通用しますが、海外に出た場合やや控え目ということは、欧米の方々は控え目とは思わないのです。そういう意味では、今後の教育でここをどういうふうに、国際的なレベルでこの仕事をしていかなければいけないときにどのような人材を育てるかというのは、一つの課題ではないかなと思いますね。

竹田委員 大切という言葉が、解釈がいろいろで答える方も難しいとは思いますが、謙遜、控え目であればいいと思うのですが、因果関係について一概には言えないと思いますけれど、自尊心が無いことや薄いということは、やはりいじめとか、人間関係の問題の根底・体系に部分的にあるということも昔から指摘されているので、指導室長から言っていただいたように、何か日常的に指導していくと良いと思います。

委員長 そうですね。

松川委員 その関連で少し、やはり将来、社会や人のために役立つ仕事をしたいと思えますかという質問で、「思わない」という答えがあるのですが、これ、どのように受け止めればいいのでしょうか。中学生では、さらに増えてしまっています。中央区での割合が、小学生は1.7%で、中学生は3.3%です。僕らは、小さいときから社会に役立つとか人のためにと言われたような気がします。これ、どういう背景というか、どういうふうに理解すればいいのでしょうか。

指導室長 まず、個々にどういう子どもが「思わない」と回答しているかということは、私もわかりませんが、今回の教育目標の中でも、キャリア教育ということで、勤労観であるとか、職業観であるということを目標とさせていただいているのですけれども、やはり人のために役に立つとか、働くであるとか、子どもたちが経験をして、「ありがとうと言われたり、あるいは役に立って良かったと思う経験が不足しているということが背景にあると思っております。昔であれば、そういった場面がいろいろあったところが、今は意図的にそういう場面をつくっていかないと実感ができないという状況の中で、経験が大切であり体験活動を重視していく必要があると思います。委員ご指摘のとおり、こういう数字が出てきておりますので、やはり子どもたちに実際に体験させて、やって良かった、人のために尽くして良かった。そういう気持ちを持ってもらえることが、将来そういうふうにしていきたいと考えるようになるものと考えられます。

委員長 東日本大震災震災の時、相当数のボランティアの方が活動していて、世界の人たちがあらためて日本人というのはすごいと思ったのではないのでしょうか。だから、何かと言い表すのは難しいのだけれど、やはり日本人という

のは少し控え目というか、あんまり自己アピールをしないと感じています。それが良いことか、悪いことかというのは、私はここでは言えないのですが、これからの時代、やはり積極的で自分がいいと思えばアピールしたほうが良いのではないのでしょうか。

竹田委員　　子どもは見ていると思うので、大人が社会や人のために役立つ仕事を、自分の周りの大人がしているというのを見てなかったら、そう思わないということかもしれないです。

委員長　　そうですね。それはあるかもしれませんね。

鈴木委員　　人の役に立つ仕事というのが、例えば、お医者さんや看護師さんとか、そういう概念で子どもがその質問に答えると、そういう職業につくことは考えていないということで、「思わない」という答えもあるのではと思うのですが。

委員長　　ありますね。

鈴木委員　　だから、例えばお笑い芸人になりたいといったら、人に役に立つことじゃなくて、自分がしたいこととか、そういう意味でこの「思わない」という子が言っているから、あまり悲観的にならなくてもいいのではないかと感じます。今の子どもたちは、軽く答えているのではないかと思います。ただ、この手伝いをしなければ、やはり人の役に立つということがどういうことかもわからないので、この結果は、成績だけを親に配布をしているのですか。

指導室長　　はい。

鈴木委員　　このアンケートに関しては、自分の子どもがどれを答えたかということとはわからないわけですね。

指導室長　　それはわかりません。

鈴木委員　　そういうこともわかるといいかもしれません。家の手伝いに関しても、手伝いを全くしたことがないし、1、2回あるという程度では、行ったうちに入らないと思うのです。家庭でさせてないということの表れであると感じます。お手伝いというのは進んでする子もいますけど、どちらかという、親がある程度仕向けていくようにしないと、なかなか手伝いが身に付かないと思うのです。それだけしたことが無いというのは、どちらかという子どもが悪いのではなくて、親が悪いのではないか思うのですが。

委員長　　そのとおりですね。

鈴木委員　　お子さんがどういう答えをしたのかということが、保護者の方に伝わると、もっと良いと思うのですけれども。

委員長　　そのとおりですね。親がさせませんよね。今は、あまりにね。その時間があるなら勉強しなさいみたいな、勉強の方が価値がある、親の手伝いよりはね。そういう傾向はあると思います。私は九州出身ですから、上が全部兄だったのですけれど、余談になりますが、厨房に入るべからずということで兄

私たちは一切台所に立つことは、もう祖母が許さないという状況でした。男の仕事ではないみたいなどころがありまして、今は全然違うと思います。

松川委員 いろいろ背景があるのでしょうか、時間があつたらこの家の手伝いとか、人のために役立つとか、その辺のところの設問の仕方だとか、あるいは子どもたちがどうこれを受けとめていたのかというようなことも、もしわかれば後で報告をいただきたいですね。どういうふう子どもたちがこの設問を理解しているのか、それによって答え方が違う。そのような分析も道德教育と関連すると思うので、可能ならばよろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。ほかに質問等ございませんでしょうか。

松川委員 それとこの調査で、中央区の数値ですから各個別の学校の数値というのはもちろんあるのですよね。

指導室長 この東京都の学力調査につきましては、各学校が自己採点をしておりますので、各学校は各学校の状況を把握してございます。

松川委員 ということは、中央区内の16校の評価って、評価というといけな。得点数などを教育委員会としては把握しているのですね。

指導室長 全体の状況としては把握してございます。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き、資料6についてご報告願います。

図書館文化財課長 「第二次中央区子ども読書活動推進計画中間報告」について資料6により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き、資料7について報告願います。

図書館文化財課長 「図書資料等の長期未返却者に対する貸出停止の実施」について資料7により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをいたします。。

松川委員 これは、失くしてしまったという場合はどう対応しているのですか。

図書館文化財課長 それにつきましては、基本的には同じものを購入していただき、現物で弁償ということになります。失くした、あるいは水ぬれや汚破損の場合は基本的には現物を弁償していただいておりますが、本が古くて、もう書店に売ってないというものについては、現金で弁償していただいております。

松川委員 そうしますと、これで掲示をしてどういうことになるのですか。12週以上返却しない者は掲示しますよね。

図書館文化財課長 今回は、返却しない人の名前を掲示するわけではございません。制度が変わりますというご案内を掲示することになります。掲示以外にも区のホーム

ページなどで周知を図ることとしております。今回の改正につきましては、4週間以上にわたり図書資料等返却しない方には貸し出し停止ということで、現状の12週を4週に短縮することで厳しく改めるということでございます。貸出停止になっても、督促については返していただくまできちんとやっています。

委員長 それは個々にということですね。

図書文化財課長 そうです。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き、区長部局から資料8から資料10について、順次報告をお願いいたします。

文化・生涯学習課 「中央区成人の日記念式典『新成人のつどい』の実施結果及びアンケート調査結果」について資料8により報告

スポーツ課長 「地域スポーツクラブの設立及び活動支援」「平成24年度4月～12月学校温水プール開放利用状況(個人・団体別)」について資料9及び資料10により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

松川委員 まず、温水プールの利用状況ですけれども、私も中央小学校の地元なので、いろいろ話は入ってくるのですが、在勤者に対して周知が足りないような気がします。そういう点で、学校の壁面とかいろいろありますから、活用して温水プールがありますよということをもう少し、広くPRしたらいいと思っています。地元の方には大分浸透はしてきたのだけれども、たまたま、私が利用していて更衣室で着替えている時にほかの利用者の方の話を聞くと、「これは何の建物なのか」などと言っていて、「これはマンションだ」と言っている人もいましたからね。建物の外観から学校という認識が、あまり周辺に勤めている人にはないのかもしれない。

それと、地域スポーツクラブについてですが、私もスポーツ少年団に関係しているので、お聞きしたいのですが、従来から活動している地域でのスポーツ少年団とか自主的なスポーツクラブが相当数あると思うのですが、それとの違いが私はよくわかりません。この地域のスポーツクラブというのは、スポーツ少年団であれば上部団体として区体育協会、都体育協会そして全国的には日本体育協会があります。この地域スポーツクラブの組織形態はどのような形になるのですか、上部団体や関係団体とかについて、その辺を少しお聞きしたいのですけれど。

スポーツ課長 中央小学校温水プールについてですが、一般開放の実績について資料を見ますと、住民の方の利用は、すでに開放している日本橋小学校の実績数と比

較しても、8割程度に及んでおります。お子さんの利用は逆に日本橋小学校よりはるかに多い状態になっていて、少ないのは在勤者となっています。今、松川委員がおっしゃったように、教育委員会との連携もすすめています。

「区のおしらせ」につきましても、新聞折り込みの号であれば、区内企業にも届くということも期待できますし、江戸バスの車内広告の利用や、また、区体育協会傘下の水泳連盟と連携して連盟主催事業の実施のほか区主催の子どもの水泳教室や大人の水泳教室を中央小学校温水プールで来年度実施などあらゆる手段を講じて周知に努め、利用者を増加させたいと思っているところでございます。

それから、地域スポーツクラブにつきましても、地域が一体となり、そして主体となって自ら運営していくクラブということで、特徴としては複数の種目の活動を行うことであり、例えば区内のスポーツ少年団では活動内容が野球なら野球、サッカーならサッカーに限られることとなりますが、多種目を楽しめるといったところや地域住民の方が、会員にもなれるし、指導者にもなれるし、また、運営にも携われるということで、誰もが楽しめるような組織をめざしています。運営経費については、当然ですが利益を求めることは考えず、会費などの徴収は行いますが、低金額でいろいろな種目を楽しめて、地域のコミュニティーの醸成に役立ったりするような組織になってくるものと期待しております。また、上部団体などの組織的な面につきましても、地域スポーツクラブ自体は、全国的な仕組みの中で国が設立を推奨しているものでございまして、地域スポーツクラブ自体は、特に上位団体のような組織はございません。ただし、仕組みの中では東京都体育協会や日本体育協会などを通じて補助金の交付やアドバイザー派遣なども行われておりますので、仕組み上は関係する団体はあるのですが、上部団体とかの組織はございません。

松川委員

細かいことは、また、別の機会でお伺いしているのですが、地域で指導者を集め、いろいろやるということなのでしょうが、地域の指導者はスポーツ少年団だとか、いろいろ関わりを持っていると思うのですが、ほかの活動に時間的を廻せる余裕があるかと思うのですが、例えば水泳でも、剣道でも、野球でも、地域において子どもたちの指導などを行っているところに、そういう組織をつくる意味合いがあるのかよくわからない部分があります。スポーツ推進委員が関わっていると聞き及んでいますが、既にスポーツ推進委員もいろいろな分野で活動しているわけですから、それに加えまた指導者をつくるのか、スポーツ推進委員に支援を求めることも、現実においてなかなか難しいという印象を持っています。その辺のところ、まだ理解できていないのでお伺いしました。この件についての答

弁は結構です。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き、資料11について順次報告をお願いします。

学務課長、図書文化財課長、指導室長 「意見・要望」について資料11により報告

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

竹田委員 「区長への手紙」というのは、これはすべて答えないといけないものですか。この最後の件は、何を根拠にこういうことを言っているのかわからないと思いませんか。これの質問に答えてしまうということは、区立中学校に対する不安や物足りなさがあるから、公立の区立中学校への進学者が少ないということを認めてしまうことになりますよね。それはおかしいと思うのですが。

指導室長 ご指摘のとおり、私どもとしても、そうであるとは思いません。ですから、学校としてはきちんとこういうふうにやっています。もしそういう疑義があるのであれば、ぜひ見に来てくださるとご回答もさせていただいたところですよ。

竹田委員 行政として、事を荒立てるわけにもいかないとは思いますが、私立に進学することについては、進学先の選択肢が多い方がよいことであって、何かこの前提でご質問に答えてしまうこと自体に、僕は問題があるようにどうしても思うのです。区立中学校へ見学に行ったけれど、どうも評判も良くないし、だから、私立へ行っているという子は何人もいますからという前提で質問してくるのならいいのですが、もしそうでないのであれば答える必要はないと僕は思います。

教育長 確かに根拠が薄いあるいは思い込みでのご質問については、今回以外にもあります。基本的には誤解を解くという意味も含めて、すべてお答えをするという仕組みになっておりますので、相手の前提条件をそのまま答えるのではなくて、あくまでそうではないですよということをきちんと理解していただきという形でお答えをするようにしています。今のところ答えないという選択肢は取らないで、ストレートに誤解と表現しにくいところはあるのですが、誤解というところの部分について、事実関係はこうですよというようにお答えをするようにしています。

委員長 よろしいですか。ほかにご質問等ございませんか。

松川委員 図書館の蔵書の件で質問なのですが、資料6の28ページにある関係機関と連携して蔵書数を補っていくという考えについて私も大いに賛同できます。そのほかに、個人の蔵書家というのは結構いらっしゃると思います。私もかつて剣道の本を中央区の図書館に創刊号から何か年分を寄贈したことがある

のですけれども、蔵書家の方々とも連携してね、これ、貸してもいいよと、図書館が責任持つなら、私の持っている本貸してもいいよというようなネットワークがあってもいいと思います。

竹田委員

体罰の問題が、マスコミでかなりニュースになっていて、報道の中では学校の教室内外での問題、課外活動での問題それから学校外での問題が非常に混在して整理されないで報道されていることがあるので、区の行政として、ストレートに反応する必要は必ずしもないとは思いますが、ただし、やはり小田原の中学校での事案が出てきているというようなことを考えると、公立の学校の中でどんなような状況にあるかということ、一定の範囲で確認をする必要があると思うのですが、質問として3点あるのですが。

中央区の場合に、体罰事案と提示されるものが、過去にどのようなものがあったのかということ。これは今、答えていただかなくて結構ですが、2点目は、今回報道が大きくなっていることに対応して、何か区内の学校現場で調査、あるいは指示等があったのかどうかということ。3点目は、今後、何か区としてアクションをする予定があるのかないのか。なければいけないということではありませんけれども、確認です。その3点についてお伺いします。

指導室長

3つのお尋ねでございますけど、まず、体罰の事案の過去の状況ということでございますけれども、過去にはそういう事案がございます。学校から報告があり、訓告という形で処分した事例がございます。ただし、ここ1、2年はそういった事例はございません。

2点目、この報道が大きくなっている中で、調査の実施等でございますが、今回、国からも各都道府県教育委員会に対して調査がかかっております。それを受けまして、東京都から各区市町村に対しても、その調査をするように指示が出ております。それを受けまして、本区としてもこういったことがあったときにはきちんと確認をして対応が必要な兆候があれば、それを正さなければいけないことは認識をしておりますので、中学校、小学校それぞれに教員と生徒・児童に対して、それから、保護者にもお手紙を出すなどをして、その辺の事実確認をこれから行う状況でございます。その結果を踏まえて、その中で、学校から体罰事案ということで、これは、普段においてもそういう事案があれば、当然服務事項として、学校から報告が上がってまいりますので、現在の段階ではそういう報告はございませんけれども、あらためて調査を行う中で、それにつながるようなものでありますとか、誤解を生むようなもの、そういったものがあればきちんと正していくべきと考えておりますので、調査結果を受けて、私どもとしても対応を考えていきたいと思っております。

委員長

よろしいでしょうか。

- 竹田委員 はい。
- 委員長 ほかにご質問等ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長 それでは、引き続き、追加資料1について報告願います。
- 副参事 「教育環境の整備に関する基礎調査報告書」について追加資料1により報告
- 委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いをします。
(「なし」の声あり)
- 委員長 ご質問がないようでございますので、文化・生涯学習課長さん、スポーツ課長さんにはご退席をいただいて結構でございます。ありがとうございます。
- (文化・生涯学習課長・スポーツ課長退席)
- 委員長 これで、本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたらお伺いいたします。
- 松川委員 インフルエンザの件で思い出したのですが、昨日、明石小学校で「まちかど教育委員会」が行われまして、そこに学校医の先生がいらしたのですが、このインフルエンザにかかった子どもたちと学校医との関係というはどうなっているのでしょうか、学校医さんにかかる児童が多いのですかね。
- 学務課長 学校医の先生は、地域で開業されていらっしゃる方ですので、保護者が受診させるケースはあると思いますが、学校医に診ていただかなければならないということではありません。学校で学級閉鎖を判断する場合には、学校医の先生と相談し、どれだけの間お休みを設ける必要があるかどうか、ご意見も伺いながら、最終的に教育委員会として判断させていただいております。そのような時に助言をいただくというようなことを、学校医にお願いしているという状況になっております。
- 松川委員 わかりました。
- 委員長 はい。よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)
- 委員長 はい。ほかにご意見がないようでございますので、これで本日の委員会を閉会といたします。
ありがとうございました。

午後4時34分 永嶋委員長閉会宣言

署名委員